

国民健康保険被保険者証(保険証)が更新されます

第10期の納期限がせまっています！

国民健康保険税は納期限内に納めましょう！

現在お持ちの保険証は有効期限が3月31日までとなっています。国民健康保険税第10期分(2月28日納期)までの保険税が全て納付されていることが確認された世帯には、更新した国民健康保険証を簡易書留で3月末に郵送する予定です。納付が遅れた場合は健康福祉課または各支所市民係窓口で納付の確認後に交付となりますので、領収書をご持参ください。

また、納期限までに納付することが困難な場合は、市では随時納税相談を行っていますので、お早めにご相談ください。(すでに納税相談をされており、計画通りに納付されている方につきましては、通常通り納付後に短期の保険証を市役所又は各支所の窓口で交付させていただきます。)

■高齢受給者証について

70歳から74歳までの方が医療機関にかかった時に、窓口での自己負担額(1割か3割)を示す証明書が高齢受給者証です。窓口負担額が「1割」の方については、平成24年3月31日までは引き続き「1割」に据え置かれることが決まっています。(ただし、22年分の収入が基準額を超えた場合等は変更となる場合があります。)新たな高齢受給者証は3月末に郵送でお届けする予定です。

※高齢受給者証は医療機関などの窓口では必ず保険証と一緒に提示して下さい。

〈問い合わせ先〉 健康福祉課 国民健康保険係
税務課 収納係

☎ 22-3167
☎ 22-3148

information

戦没者等のご遺族の皆様へ 特別弔慰金が支給されます

■対象者

公務扶助料や遺族年金等を受けていた方が平成17年4月1日から平成21年3月31日の間に亡くなるなどし、平成21年4月1日において公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族の方(お一人)が対象となります。

①平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹
※戦没者等と生計関係を有していた方のうち平成21年4月1日において婚姻していたとしても氏が変わっていない方又は同日において遺族以外の方と養子縁組をしていない方に限ります。

④右記③以外の戦没者等の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹

※戦没者等と生計関係を有していない方や戦没者等と生計関係を有していたが右記③に該当しない方

⑤右記①から④以外の戦没者等の三親等内の親族
※戦没者の死亡まで引き続く1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容

額面24万円、6年償還の記名国債

■請求期間

平成24年4月2日まで

※請求期間を過ぎると時効により権利が消滅し、特別弔慰金を受けることができません。

〈問い合わせ先〉 健康福祉課 総合福祉係
熊本県健康福祉部 社会福祉課

☎ 22-3167
☎ 096-333-2199

お部屋探しのパートナー



阿蘇不動産賃貸管理室
有限会社 フォース

=ご来店のご案内=



CHECK

契約者優先につきお早め!!
各物件の詳細については、ご来店のうえ
納得のいくまでお確かめ下さい。

(社)全国宅建建物取引保証協会会員
(社)熊本県宅建建物取引業協会会員
賃貸不動産管理業協会会員
移住・住みかえ支援機構会員
熊本県知事免許(6)2807

☎(0967)22-4660